

～画期的補助金登場！ 食品事業者向けの施設整備～

これまで支援のなかった、食品メーカー・流通事業者向けに、HACCP等の輸出に対応するための施設・機器整備の補助金を支援します。都道府県を通じての申請になりますので、まずは施設の所在する都道府県に早めに申し出ください。

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

(1) 支援対象となる取組

- ① 加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設（かかり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費を支援します。
 - ・HACCP及びISO、FSSC、JFS-C、ハラール等の規格を満たす施設
 - ・輸出可能な添加物を使用した製造ライン
 - ・海外が求める有機製品の製造ライン 等
 見学通路等についても、輸出先のニーズを満たすために一体となって整備する場合、交付の対象とします。
- ② ①の事業と一体的に行い、その効果を高めるために必要なHACCP等の認証取得に係る費用、導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等を支援します。ただし、交付対象事業費の20%以内とします。（海外バイヤー招へい等の販売促進費用は除く。）

(2) 事業実施主体（助成対象者）

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等
（農林漁業者が製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む）

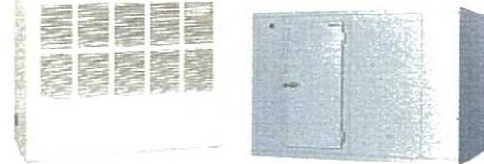
(3) 支援内容

- ・補助率 1 / 2（補正・当初共通）
- 1 事業申請あたりの交付金の上限5億円、下限5百万円とする。【補正】
- 1 事業申請あたりの交付金の上限3億円、下限1千万円とする。【当初】

※複数の施設・機器を導入する場合、導入する機器を一式と考え、その合計額を全体事業費とします。



エアシャワー等の衛生管理設備の導入



温度管理を要する装置・設備の導入



有害な微生物が産生する毒素を安全なレベルまで取り除く殺菌機の導入



有機食品の製造ライン（茶葉→荒茶への製造ライン）

< 事業の流れ >



【お問い合わせ先】

食料産業局輸出促進課 (03-6744-7172)
水産庁加工流通課 (03-3591-5613)